

岡山西部総合公園(仮称)  
管理・運営に関する社会実験事業者  
募集要領

令和3年 6月

岡山市 都市整備局

都市・交通部 庭園都市推進課

## <目次>

1	事業の趣旨	1
2	岡山西部総合公園（仮称）の概要	1
	（1）公園の位置（別紙1参照）	1
	（2）公園の概要	1
3	公募の概要	3
	（1）公募の概要	3
	（2）提案の内容	3
	（3）管理・運営の期間	5
4	管理・運営事業者と岡山市の役割分担	6
	（1）管理・運営事業者の業務内容	6
	（2）管理・運営事業者による管理棟の管理・運営	6
	（3）管理・運営事業者による賑わい創出に関する取組の企画・運営	6
	（4）岡山市の業務内容	6
	（5）契約関係	7
	（6）管理許可条件	7
	（7）使用（行為）許可条件	9
	（8）その他の条件	9
	（9）報告書等の提出	12
5	応募について	13
	（1）応募者の構成	13
	（2）参加資格	13
	（3）日程及び期限	14
	（4）募集要領等の交付方法	14
	（5）説明会の開催	14
	（6）募集要領等に関する質問の受付及び回答	14
	（7）提案にあたっての留意事項	15
	（8）提案書の提出	15
6	資料	19
	（1）都市公園法抜粋	19
	（2）都市公園法施行令抜粋	20
	（3）岡山市公園条例抜粋	21

## 用語の定義

### <岡山西部総合公園(仮称)>

岡山操車場跡地内に位置し、岡山ドーム、管理棟、駐車場等を有する総合公園。

### <管理棟>

管理・運営事業者が管理・運営を担う建築物で、建物内は共用部と非共用部に区分する。

### <管理・運営事業者>

管理許可を受けて、管理棟の管理・運営を行うとともに、使用(行為)許可を受けて岡山ドームと多目的広場を含む供用済みの園地を活用し、賑わい創出を図る民間企業等。

### <共用部>

管理棟内で使途が決まっている空間(公園利用者が一般の利用に供するエレベーター、通路、階段、トイレや公園管理者が維持管理する機械室、倉庫等)。

### <非共用部>

管理棟内で、管理・運営事業者の提案により使途を決定する空間。

### <便益施設等>

管理棟内の非共用部を使用できる公園施設で、都市公園法第2条第2項に規定する全ての公園施設。

### <管理許可>

公園管理者が都市公園法第5条に基づき、公園管理者以外の者に管理棟の管理・運営を行うことを許可すること。

### <使用(行為)許可>

公園管理者が岡山市公園条例第4条及び第8条に基づき、公園管理者以外の者が岡山ドームと多目的広場を含む供用済みの園地をイベント等で使用することを許可すること。

### <優先交渉権者>

最も優れた提案をしたと評価された応募者。市と詳細についての協議を行い、基本協定を締結した時点で管理・運営事業者となる。

### <次点交渉権者>

二番目に優れた提案をしたと評価された応募者。優先交渉権者との協議が不調となったとき等は、次点交渉権者は交渉権者に繰り上がる。

## 1 事業の趣旨

岡山市は岡山西部総合公園(仮称)(以下、「本公園」という。)を「人々が関わることで育まれる都市の森」をコンセプトに、魅力と緑あふれる公園にするため整備を進めています。本公園は、JR北長瀬駅に隣接し、商業施設など都市機能が一定程度集積した地域に立地しており、公園を貴重なまちの資産として活用し、日常的に賑わいを創出する運営に取り組みたいと考えています。

本事業は、民間事業者の有するアイデアやノウハウを活用し、令和5年4月の本公園全体のオープンに先立ち完成する管理棟の管理・運営と、供用開始済みの園地や岡山ドーム、多目的広場等の公園施設を活用した取組により、本公園に日常的な賑わいを創出する社会実験です。

本公園の全体オープン時のさらなる賑わい創出や利便性の向上、経済的かつ効率的な管理・運営手法の検討等を目的とし、管理棟の管理・運営を担う事業者(以下、「管理・運営事業者」という。)の募集を行います。

## 2 岡山西部総合公園(仮称)の概要

### (1) 公園の位置(別紙1参照)

- ① 本公園は、岡山駅から西方へ約4kmの西部新拠点地区に位置する岡山操車場跡地内の総合公園区域です。
- ② 本公園は山陽自動車道岡山ICまで約8km(約20分)と市内外からの車によるアクセス性に優れています。
- ③ 岡山操車場跡地に隣接してJR北長瀬駅が立地しており、新幹線及び在来線7線が乗り入れる岡山駅から在来線で1駅(約4分)と鉄道を利用したアクセス性にも優れています。
- ④ 本公園が立地する岡山操車場跡地内には岡山市民病院、ランチ岡山北長瀬、市営住宅(北長瀬みずほ住座)、保育園が完成し運営されています。(詳細 別紙2)

### (2) 公園の概要

- ① 名称 : 岡山西部総合公園(仮称)
- ② 所在地 : 岡山市北区北長瀬表町一丁目・二丁目、野田四丁目地内  
JR北長瀬駅(山陽本線)から東へ500m(徒歩約7分)
- ③ 面積 : 約14.3ha
- ④ 公園種類 : 総合公園
- ⑤ 用途地域 : 準工業地域(容積率200%、建ぺい率60%)
- ⑥ 整備期間 : 平成26年度～令和4年度(予定)
- ⑦ 市公園条例建蔽率 : 5%(完成時4.2%予定)

- ⑧ 主な施設：岡山ドーム、管理棟、立体駐車場、多目的広場ほか(詳細 別紙3)
- ⑨ 防災機能：広域避難場所(岡山市地域防災計画)
  - ・大規模災害時の緊急避難の場(大火等のケースで、計画避難者数37.4千人、避難日数は発災から1日未満を想定)

地域防災拠点

- ・広域物資拠点(東南海・南海地震応急対策活動要領)、ヘリコプター離着陸場、災害ボランティア等受入れ施設、広域応援受援拠点



公園施設概要図

### 3 公募の概要

#### (1) 公募の概要

##### ① 管理棟について

管理棟の管理・運営を担う管理・運営事業者を募集します。管理・運営事業者は、市から管理許可を受けて、管理棟が、本公園の賑わい創出に資する施設となるよう管理・運営を行います。管理・運営事業者は、市に管理許可使用料を納付し、管理棟の非共用部に便益施設等を配置し、共用部を含む一体利用による事業収益によって、事業を行います。

##### ② 岡山ドームと多目的広場を含む供用済みの園地について

管理・運営事業者は、市から使用(行為)許可を受けて、本公園内の岡山ドームと多目的広場を含む供用済みの園地(別紙4)を活用し、公園全体の賑わい創出に資するイベント等の取組を行います。管理・運営事業者は、市に使用(行為)許可使用料を納付し、イベント等の取組による事業収益によって、事業を行います。

#### (2) 提案の内容

応募者が有するノウハウやアイデアを活かし、管理棟を賑わいと魅力あふれる施設として運営し、経済的かつ効率的な管理を実践できる計画を提案してください。また、岡山ドームと多目的広場を含む供用済みの園地を活用し、公園全体の賑わい創出に資する取組を提案してください。

##### ① 本事業のコンセプト

本事業を実施するにあたってのコンセプトや管理・運営方針を提案してください。

##### ② 管理棟の管理・運営

管理棟の管理・運営について以下の項目を踏まえて提案してください。

- ・ 管理棟には、公園利用者に対する案内機能を必ず設けることとし、その場所や人員配置等について提案してください。ただし、公園利用者の利便性が向上するように、岡山ドームや隣接商業施設との連携を考慮した提案としてください。
- ・ 管理棟の開館時間や休館日について提案してください。

開館時間は岡山ドーム等の他の施設と同様に、午前9時から午後9時まで、休館日は毎週火曜日(休日に当たる時はその翌日以降で休日を除く直近の日)並びに1/1～1/3及び12/29～12/31を基本としますが、提案により、開館時間は早くすることができ、休館日については開館日とすることができます。ただし、休館日の曜日を変更することはできません。

なお、開館時間及び休館日の変更については、利用者の利便性や施設の魅力向上等を十分に考慮の上、提案してください。

- ・ 地元企業・団体等の参画や連携、地域人材の雇用等に努めた提案をしてください。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について提案してください。

③ 便益施設等の管理・運営

便益施設等の管理・運営について以下の項目を踏まえて提案してください。

- ・ 非共用部に配置する便益施設等(テナントを含む)について、業種、営業内容、テナントを入れる場合は契約するテナント名等を特定し、提案してください。
- ・ 共用部と非共用部の区分は別紙5に示しています。非共用部に配置する便益施設等とその範囲を別紙5に明示し、提出してください。
- ・ 便益施設等の開店時間や定休日について提案してください。

開店時間と定休日については、管理棟の開館時間と休館日の範囲内であれば必ずしも同じでなくても構いませんが、利用者の利便性や施設の魅力向上等を考慮してください。

- ・ 便益施設等の営業開始までのスケジュールについて、管理棟全体の利用開始時期と合わせて提案してください。

④ 岡山ドームと多目的広場を含む供用済みの園地での賑わい創出に関する取組

- ・ 岡山ドームや多目的広場を含む供用済みの園地を活用し、本公園の魅力向上や日常的な賑わい創出等に資するイベント等の取組について提案してください。
- ・ 隣接商業施設との協働イベント等、岡山操車場跡地エリアの魅力向上や賑わい創出に資する取組があれば提案してください。

⑤ 管理・運営体制

本事業実施における管理・運営体制について以下の項目を踏まえて提案してください。

- ・ 日常的な防火、防犯、防災及び安全対策や事故、災害等の緊急時における管理・運営体制を確立し、提案してください。
- ・ 責任者や人員の配置等、テナントを含む包括的な管理・運営体制を構築し、提案してください。

⑥ その他

項目①～⑤以外のその他項目について、本公園の魅力向上に資する提案があれば示してください。

- ・ 市が実施する維持管理業務の水準について、応募者が施設の美化や快適性の向上等のため、その水準以上の維持管理業務が必要と考える場合には、管理棟の日常管理に加えて、その維持管理業務を提案していただくことも可能です。ただし、市はその提案に係る経費を負担しません。

### ⑦ 管理許可使用料と収支計画

管理棟の管理許可使用料と収支計画について以下の項目を踏まえて提案してください。提案額は管理許可使用料として市に納付していただきます。

- ・ 管理許可使用料の提案期間は管理許可日(予定)である令和3年11月から令和5年1月までの15ヶ月とします。
- ・ 収支計画は、テナント計画を反映した、できるだけ詳細なものとしてください。
- ・ ④の賑わい創出に関する取組についても、収支計画を提案してください。
- ・ 提案された管理許可使用料は変更することはできません。
- ・ 提案額には提案した用途による種別に基づき算定される最低価格があり、これを下回ることはできません。算定方法等詳細は(別紙6-1)【計算例】管理許可使用料の最低価格と「4(6)④管理許可使用料」をご参照ください。(※選定委員会事務局により、用途と種別に差異が生じていると確認された場合は、最低価格の修正を求めることがあります。種別の選定が不明な場合はお問合せください。)
- ・ 管理棟の管理許可使用料については、提案額(定額)以外に、例えば収益の一部(定率)を上乗せして市に納付する等、応募者が収入に応じた管理許可使用料の増額を追加して提案することができます。

### (3) 管理・運営の期間

- ① 管理棟の管理・運営の期間は管理許可日から令和5年1月31日までとします。管理棟内での開館準備は許可日以降に行ってください。管理棟のオープン日は、市と協議のうえ決定します。

令和5年4月以降の管理・運営事業者は改めて公募により決定いたします。

本事業の管理・運営事業者が引き続き令和5年4月以降の管理・運営事業者に決定した場合は、協議により令和5年3月末まで管理許可の期間の延長を行うことができます。延長期間の管理許可使用料は、本事業での管理許可使用料を1ヶ月換算した額を延長期間(月単位)に応じて納付していただきます。

また、令和5年4月以降の管理・運営事業者が本事業と異なる管理・運営事業者に決定した場合は、管理許可の期間内であっても、令和5年4月以降の管理・運営事業者がオープンの準備を行う際には、協議・調整により、管理・運営に制約を受けることがあります。

- ② 岡山ドームと多目的広場を含む供用済みの園地の使用(行為)許可の期間は、令和5年1月31日までの間で、管理・運営事業者が使用したい期間を申請し、市が許可した期間となります。なお、使用期間や使用場所は他の利用者との調整が必要となります。



## 4 管理・運営事業者と岡山市の役割分担

### (1) 管理・運営事業者の業務内容

管理・運営事業者は、本公園において、管理棟の管理・運営（便益施設等の管理・運営、共用部の日常的な管理等）と、岡山ドームと多目的広場を含む供用済みの園地を活用した賑わいを創出する取組の企画・運営を行うものとします。業務内容の詳細については、別冊「維持管理仕様書」を参照して下さい。

### (2) 管理・運営事業者による管理棟の管理・運営

- ① 管理棟の維持管理
  - ・ 非共用部の清掃
  - ・ 設備等の日常的な点検
- ② 便益施設等の管理・運営
  - ・ 便益施設等の包括的管理・運営
  - ・ テナントとの連絡調整、指導
  - ・ 貸室の内装・設備工事に関わる調整と建築関係手続き
- ③ 公園利用者の案内等対応業務
- ④ 管理棟の安全管理
  - ・ 施錠・開錠、
  - ・ 巡視（不法行為・迷惑行為への対応等）
  - ・ 防火・防犯・防災
- ⑤ 施設修繕（1件10万円未満、緊急対応）
- ⑥ その他、上記に付随する業務、管理・運営事業者の提案に基づいて発生する管理業務

### (3) 管理・運営事業者による賑わい創出に関する取組の企画・運営

- ① 岡山ドームと多目的広場を含む供用済みの園地を活用した、本公園の魅力向上や日常的な賑わい創出等に資するイベント等の取組の企画・運営。
- ② ①に伴う関係者協議や許可申請等手続き

### (4) 岡山市の業務内容

- ① 都市公園法の運用
- ② 法令に基づく許可
- ③ 行政指導
- ④ 利用者対応（公権力の行使にあたるもの）
- ⑤ 園地管理

⑥ 岡山ドーム、多目的広場、駐車場(立体、平面)の管理・運営

⑦ 管理棟の維持管理

- ・ 共用部定期清掃
- ・ 設備等の定期的な保守・点検
- ・ 夜間機械警備
- ・ 施設修繕(1件10万円以上)

## (5) 契約関係

① 岡山市と管理・運営事業者の関係

- ・ 市と管理・運営事業者は、基本協定を締結し、事業の基本的事項について定めます。
- ・ 協定締結後速やかに管理許可申請書を提出し、管理許可を受けてください。
- ・ 管理・運営事業者に対して、非共用部、共用部における、公園施設毎に管理許可を行います。
- ・ 管理棟の非共用部において提案した便益施設等以外の使用は、原則認めません。

② 管理・運営事業者とテナントの関係

- ・ 管理・運営事業者は、テナントと契約を締結し、テナント施設を含め管理棟全体を包括的に管理・運営してください。
- ・ 管理・運営事業者が直営店舗を出店することも可能です。その際に、業務の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ市の承諾を得てください。

## (6) 管理許可条件

① 業態に関する条件

(ア) 便益施設等は、都市公園内の施設としてふさわしいテーマ、業態で運営していただくことが前提であり、管理棟の利用者や利用機会が極めて限定される施設としての提案は望ましくありません(都市公園法第2条第2項、都市公園施行令第5条参照)。

(イ) 下記の施設の提案は認められません。

- ・ 政治的又は宗教的な勧誘活動施設又は普及宣伝活動施設
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に該当する業に係る施設
- ・ 倉庫業を営む倉庫・危険物の貯蔵又は処理に供する施設
- ・ 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス等を提供する施設
- ・ 騒音や悪臭等、著しく周辺環境を損なうことが予想される施設
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する団体及びその利益となる活動を行う者の活動施設

## ② 管理・運営に関する制限

- (ア) 共用部や非共用の非営利部については、管理棟の開館時間内において、公園利用者の誰もが自由かつ無料で利用できる施設として運営することを基本としてください。
- (イ) 大規模災害時には、管理棟を災害ボランティアセンター等の活動拠点として使用することを想定しており、管理棟の使用を一部制限する場合があります。詳細については市との協議により決定します。
- (ウ) 管理棟への商品等搬入については、管理棟西の作業ヤードより行い、使用する車両については大きさや頻度等を市と協議の上決定してください。

## ③ 権利譲渡等の禁止

管理・運営事業者は、管理許可の権利を他人に譲渡すること、転貸すること、担保に供すること又は使用させることを禁止します。なお、本事業における管理許可の権利とは、管理棟を包括的に管理・運営する権利です。そのため、市の了承のもと管理・運営事業者と個々のテナントが賃貸借契約を結ぶことは、上記の禁止事項にはあたりません。

## ④ 管理許可使用料

- (ア) 管理許可使用料は、提案額とします。ただし、管理許可使用料には岡山市公園条例第13条別表第4第1項の種別により設定された金額により算定される最低価格を設定します。種別における「売店、食堂又はこれに類する施設」とは、営利行為を営む、又は入場料その他料金を徴収するといった利益をあげる施設とし、それ以外の施設は「その他施設」とします。共用部は全て「その他施設」(300円/㎡・年)、非共用部は用途により「売店、食堂又はこれに類する施設」(360円/㎡・月)、「その他施設」(300円/㎡・年)に区分し算定します。算定方法は岡山市公園条例第14条によるものとします。
- (イ) 管理許可使用料は、岡山市公園条例第13条第4項の規定により前納とし、会計年度の四半期分を当該四半期の始期までに支払っていただくことを予定しています。なお、納入期日までに納入されなかった場合は、「岡山市分担金その他収入金の督促及び延滞金の徴収に関する条例」により延滞金を賦課します。
- (ウ) 会計年度は、毎年4月1日～3月末日までを期間とします。

## ⑤ 光熱水費

管理棟で使用する光熱水費(電気、ガス、上下水道、通信・通話)等については、管理・運営事業者負担(事後精算)していただきます。

## ⑥ 保証金

管理・運営事業者は、管理許可後速やかに管理棟の管理許可使用料の3ヶ月分を市に保証金として預託していただく予定です。また、保証金は管理許可期間終了時、市が公益上の必要により管理許可を取り消した時又は不可抗力により管理・運営事業者が対象施設

を継続使用することが不可能となった時に利息無しで返還します。それ以外の許可取消時は、市の損害額、違約金を差し引いた金額を無利息で返還します。

## (7) 使用(行為)許可条件

### ① 使用(行為)に関する条件

都市公園内の施設としてふさわしいテーマや活動であることが前提であり、下記の行為を行う又は第三者に行わせることはできません。

- ・ 政治的又は宗教的な勧誘活動又は普及宣伝活動等
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に該当する業
- ・ 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等
- ・ 騒音や悪臭等、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する団体及びその利益となる活動を行う者の活動

### ② 使用(行為)許可使用料

岡山ドームと多目的広場を含む供用済みの園地でイベント等を行う場合の使用料は、岡山ドーム、多目的広場は岡山市公園条例第8条に基づく使用許可により岡山市公園条例第13条別表第5第5項に定める額、園地は、岡山市公園条例第4条に基づく行為許可により岡山市公園条例第13条別表第4第3項に定める額を市に納付していただきます。また、公共性の高いテーマでの使用については岡山市と協議の上、減免対象とします。

ただし、管理棟は都市公園法第5条に基づく管理許可を行っているため使用(行為)許可の対象ではありません。

## (8) その他の条件

- ① 管理・運営事業者は岡山西部総合公園(仮称)活用準備会に参画し、準備会が企画・運営するイベント等の取組に協力してください。(※岡山西部総合公園(仮称)活用準備会は市民やNPO団体などで構成される組織で、市民等による様々な活動が公園内で展開されることを目指して、公園の利活用方法について試行活動に取り組んでいます。)
- ② 基本協定その他市と管理・運営事業者との協議により決定した事項は、管理許可条件となります。
- ③ 本事業で発生した廃棄物は、関係法令を遵守し、一般廃棄物と産業廃棄物に適正に区分、処理してください。また、容器の再使用等による廃棄物原料や分別回収を事業者のみならず関係先や施設利用者にも働きかけることで廃棄物の発生量の抑制に努めてください。

- ④ 別紙5の管理棟非共用部の積載荷重は以下を参考としてください。
- ・ 部屋③④、倉庫①、シャワー室、更衣室: 1, 800N/m<sup>2</sup>
  - ・ 部屋①②⑤~⑧、倉庫③: 2, 900N/m<sup>2</sup>
  - ・ 多目的広場、屋上広場: 3, 500N/m<sup>2</sup>
  - ・ 倉庫②: 10, 800N/m<sup>2</sup>
- ⑤ 管理棟の設備工事は施設開設に必要となる最低限度にとどめるものとし、内装工事については、内壁を設置する等既存の壁や床材を改装することなく設置できる方法としてください。管理許可期間終了時には、改装した箇所を原形復旧してください。ただし、市の許可を得たものについてはその限りではありません。なお、不明な点はお問合せください。建物詳細は別紙8\_\_管理棟計画図をご参照ください。計画図のため、変更が生じていることがあります。
- ⑥ 社会経済情勢の著しい変化や新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響など、管理許可条件に変更の必要が生じた場合は事前に管理・運営事業者と市で協議を行うことができます。
- ⑦ イベント等の開催については、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のため、市が随時発出する「岡山市主催行事等の開催に関する方針」によるものとします。
- ⑧ 本事業において、管理・運営事業者は管理棟の屋外で広告を表示することはできません。
- ⑨ 本事業の実施に係るリスク分担については、次表のとおりです。

リスクの種類	内容	負担者	
		市	管理・運営事業者
法令変更	管理・運営事業者が行う本事業に影響のある法令等の変更	協議事項	
税制度の変更	税制度が変更された場合		○
許認可取得	市、管理・運営事業者いずれの責任にも帰さない事由により許認可が得られない場合	協議事項 <sup>※1</sup>	
	市、管理・運営事業者いずれの責任にも帰さない事由による許認可取得に伴う事業内容の変更	協議事項	
第三者賠償	本事業において第三者に損害を与えた場合		○
不可抗力	自然災害、新型コロナウイルス感染症の感染状況等による事業の変更、中止、延期、遅延	協議事項 <sup>※2</sup>	
事業の変更、中止、延期、遅延	市の責任による変更、中止、延期、遅延	協議事項 <sup>※3</sup>	
	管理・運営事業者の責任による変更、中止、延期、遅延		○
	管理・運営事業者の事業放棄・破綻		○
申請コスト	申請費用の負担		○
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況		○ <sup>※3</sup>
物価・金利変動	管理・運営事業者決定後の物価・金利の変動		○
施設競合	競合施設による利用者減、収入減		○
施設損傷	施設、機器等の損傷		○ <sup>※4</sup>
債務不履行	管理・運営事業者の事業放棄、破綻によるもの及び無許可でのテナントの変更		○ <sup>※5</sup>
	管理・運営事業者の責めにより期日までに契約解除に至った場合		○ <sup>※5</sup>
	市の基本協定書内容の不履行	○	
	管理・運営事業者の事由による事業並びに基本協定書内容の不履行		○
損害賠償	施設、機器の不備による事故		○
運営リスク	施設、機器の不備または、施設管理上の瑕疵並びに火災等の事故による臨時休業等に伴う運営リスク		○
利用者への対応	管理・運営事業者が行う管理・運営業務及び提案に基づき実施する業務等に起因する訴訟・苦情・要望等の対応		○

※1:発生した損害に対して双方が相手方に求償を行わないものとする。

※2:自然災害(地震・台風等)等不可抗力への対応

- ・ 建物・設備等が復旧困難な被害を受けた場合、市は管理・運営事業者に対し本事業の停止を命ずる。
- ・ 復旧可能な場合、管理棟の復旧に要する経費は市の負担とし、管理棟内のテナントの復旧に要する経費は管理・運営事業者の負担とする。
- ・ 災害発生時には、市民の避難場所となる場合や災害対応のために事業の一部または全部の停止を命じることがある。
- ・ 市は管理・運営事業者に対する休業補償は行わない。

※3:収入減について、市は管理・運営事業者に補償を行わない。

※4:施設の運営に伴う施設・機器・備品等の損傷リスクへの対応

- ・ 原則として、管理棟の管理・運営に伴う施設・機器・備品等の1件10万円未満の損傷については、管理・運営事業者が修繕する。一方、1件10万円を超える修繕は、緊急対応を除き市が行う。
- ・ 管理・運営事業者の故意・過失によるものは管理・運営事業者が補修・修繕等を行うこと。
- ・ 施設の設計・構造上の原因によるものは市が補修・修繕を行う。
- ・ 補修・修繕等の実施により生じた財産は、市に帰属する。

- ・ 管理棟の運営に必要な消耗品は管理・運営事業者において適宜補充、交換することとする。
- ・ 施設・機器・備品等の損傷について疑義がある場合は、別途協議することとする。

※5:管理・運営事業者は、本事業から生じる全ての債務の担保として、基本協定に定める保証金を4(6)⑥で規定する管理許可期間終了時まで、無利息で市に預託することとする。

#### (9) 報告書等の提出

- ① 管理棟の管理・運営についての報告書は、管理棟利用者数、各テナント利用者数、管理棟収支等について毎月報告すること。
- ② 賑わい創出に関する取組の企画・運営についての報告書は、活動毎に内容と参加人数等について、毎月報告すること。
- ③ ①、②について利用者ニーズや満足度等を把握するアンケート調査を実施し、調査データを集計・分析の上、提出する。
- ④ ①～③に係る課題の整理・検証等を行い、事業完了時に報告書として提出すること。

## 5 応募について

### (1) 応募者の構成

応募者の構成等は以下のとおりとします。

- ① 応募者は、本事業を実施できる法人(以下「応募事業者」という。)又は複数の企業・団体により構成されるグループ(以下「応募グループ」という。)とします。
- ② 応募事業者は、市内に事務所を置く法人とします。
- ③ 応募グループは構成員のいずれかに、市内に事務所を置く企業・団体を一者以上含むこととします。また、応募グループを代表する企業・団体(以下「代表事業者」という。)は法人であることとし、代表事業者が応募手続きを行ってください。
- ④ 応募事業者及び応募グループの構成員は、他の応募グループの構成員になることはできません。
- ⑤ 応募事業者及び応募グループは、複数の提案を行うことはできません。

### (2) 参加資格

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4及び岡山市契約規則(平成元年市規則第63号。以下「契約規則」という。)第2条第1項に掲げる者でないこと。
- ② 参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について(昭和61年市告示第120号)に基づき岡山市一般競争(指名競争)入札参加資格有資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登載があること。有資格者名簿に登載のない者が参加する場合は、「(8)②参加資格確認のための書類」に掲げる書類を提出し、有資格者名簿に登載されている者と同等であることの認定を受けること。
- ③ 参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市指名停止基準に基づき、指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- ④ 会社更生法、民事再生法等による手続きを行っていないこと。
- ⑤ 岡山西部総合公園(仮称)管理・運営事業者選定支援業務委託を受託していないこと。



### (3) 日程及び期限

内容	日程・期限
募集要領等の交付	公示日～令和3年9月29日(水)
説明会の開催	令和3年7月31日(土)10時00分から(予定) (※参加申込 令和3年7月23日(金)まで)
質問の受付期間	令和3年7月16日(金)から8月10日(火)まで
質問に関する回答	令和3年8月20日(金)
提案書の提出	令和3年9月30日(木)17時まで(必着)
審査(プレゼンテーションの実施)	令和3年10月上旬予定
審査結果の通知	令和3年10月上旬予定

### (4) 募集要領等の交付方法

岡山市ホームページ(各課の窓口>庭園都市推進課 >岡山操車場跡地(総合公園区域))からダウンロードすること。

ホームページアドレス(<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000030895.html>)

### (5) 説明会の開催

- ① 日時: 令和3年7月31日(土) 10時00分から (予定)
- ② 場所: 岡山西部総合公園(仮称)管理棟建設地(予定)
- ③ 説明会参加に関する留意事項
  - ・ 新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、1応募者につき3名以内の参加とさせていただきます。
  - ・ 説明会に参加される場合は、事前に説明会参加申込書(様式1-1)により、令和3年7月23日(金)までに担当窓口へ電子メールで提出してください。
  - ・ 説明会では募集要項等の資料は各自ご持参ください。
  - ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、日程や内容を変更する場合があります。

### (6) 募集要領等に関する質問の受付及び回答

募集要領等に関する質問を受け付けます。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問については受け付けません。

- ① 受付方法

電子メールで、メールの件名を「【企画競争質問】岡山西部総合公園(仮称)管理・運営に関する社会実験事業者の募集」として、質問票(様式1-2)を岡山市 都市整備局 都市・交通部 庭園都市推進課へ提出してください。※令和3年8月10日(火)17時必着

電子メール:teientoshi@city.okayama.lg.jp

## ② 回答方法

いただいた質問については「岡山市ホームページ(各課の窓口>庭園都市推進課 >岡山操車場跡地(総合公園区域))からダウンロードすること。」に、質問の受付期間中、随時回答いたします。最終回答は令和3年8月20日(金)17時までに掲載します。

## (7) 提案にあたっての留意事項

- ① 本事業の実施においては、関連法令を遵守すること。
- ② 本事業の趣旨を十分に理解し、自由かつ柔軟な発想で提案を行ってください。
- ③ 提案内容は提案額やテナントを含め原則変更することはできません。
- ④ 実施する提案内容は、関係機関との調整等も含め、市との協議により最終的に決定します。
- ⑤ 本事業の売り上げは管理・運営事業者に帰属します。また、市は赤字補償を一切行いません。

## (8) 提案書の提出

### ① 提出方法

岡山市 都市整備局 都市・交通部 庭園都市推進課宛に、持参又は「岡山西部総合公園(仮称)管理・運営に関する社会実験事業者の募集 企画提案書在中」と朱書きの上、一般書留又は簡易書留により郵送してください。

※令和3年9月30日(木)17時(必着)

### ② 参加資格確認のための書類

- (ア) 参加確認申請書(様式2-1)
- (イ) 応募事業者・応募グループの構成員 構成表(様式2-2)
- (ウ) 新規申請書及び誓約書様式(指定様式)
- (エ) 暴力団排除に関する誓約書(兼同意書)(指定様式)
- (オ) 使用印鑑届(指定様式)又は委任状(兼使用印鑑届)(指定様式)
- (カ) 印鑑証明書
- (キ) 納税証明書(国税)
- (ク) 納税証明書(岡山県税)
- (ケ) 納税証明書(岡山市税)
- (コ) 納税証明書(代表者の岡山市税)

(代表者が岡山市に住民登録をしている場合のみ提出してください)

(サ) 社会保険料納入証明書(市内業者の場合のみ提出してください)

(シ) 商業登記事項証明書(履歴事項全部証明書)

(ス) 財務諸表(直前の決算期の貸借対照表及び損益計算書)

ただし、応募者が企画競争参加申請書(様式3)の提出日から契約までの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について(昭和61年市告示第120号)に基づき岡山市一般競争(指名競争)入札参加資格有資格者名簿に登載されている場合は、上記(ウ)～(ス)の書類は省略できます。

指定様式は、次のホームページからダウンロードすること。

岡山市トップページ事業者情報－入札・契約－入札参加資格審査申請－新規申請[入札参加資格審査申請]－要項・申請書(役務)

ホームページアドレス(<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000012511.html>)

### ③ 企画提案のための書類

(ア) 企画競争参加申請書(様式3)

(イ) 企画提案書(様式4)を参考に下記事項について提出してください。

項目1 本事業のコンセプト

項目2 管理棟の管理・運営

項目3 便益施設等の管理・運営

項目4 岡山ドームと多目的広場を含む供用済みの園地での賑わい創出に関する取組

項目5 管理・運営体制

項目6 その他

項目7 管理許可使用料と収支計画

### ④ 提出部数

(ア) 上記②参加資格確認のための書類 各1部

(イ) 上記③企画提案のための書類

・ 社名、代表者印(岡山市に届け出た使用印)のある正本 1部

・ 様式3を添付せず、社名、代表者印のない副本 10部

※左上1か所をホッチキス止めすること

### ⑤ 注意事項

(ア) 募集要領等に関する質問回答を確認のうえ、提出してください。

(イ) 提出期限までに提出されなかった提案書は、いかなる理由でも特定されません。

(ウ) 提案書の提出期限後の差し替え、再提出は認めません。

(エ) 提案書は全体にわたって応募者名(企業名・団体名)がわかるような記述は一切しないでください。

(オ) 契約締結後の実現可能性について、十分考慮したうえで提案してください。

## ⑥ 特定方法等

### (ア) 審査体制

岡山西部総合公園(仮称)管理・運営社会実験事業者選定委員会(以下「委員会」という。)で審査を行い、優先交渉権者及び次点交渉権者を特定します。

### (イ) 審査方法

- ・ 委員会は、提出書類及び応募者のプレゼンテーションにより、審査項目について審査を行います。
- ・ 委員会は、評価基準をもとに審査し、合計点(100点満点)により優先交渉権者及び次点交渉権者を特定します。合計点が同点となった場合は、審査項目「事業内容」の平均点の高い応募者を上位とし、「事業内容」の平均点も同点の場合は、「経済性」の平均点の高い応募者を上位とします。
- ・ 合計点が60点以下の場合は優先交渉権者として特定しないものとします。
- ・ 令和2年度に実施した岡山西部総合公園(仮称)の管理・運営に関するサウンディング型市場調査への参加実績は、応募グループ内に複数者の実績があっても1者分の得点といたします。

### (ウ) プレゼンテーションの実施

発表時間は1応募者につき15分程度、選定委員との質疑応答は10分程度を予定しています。説明は提出された提案書(副本)のみで行い、追加資料を使用した説明はできません。提案書と同じものに限り、パワーポイント等を使用した説明ができます。詳細な日時、場所については後日お知らせします。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、審査方法や日程を変更する場合があります。

### (エ) 評価基準

評価基準(別紙7)のとおり

### (オ) 応募者の失格

契約の相手方として決定するまでに応募者が、次のいずれかに該当する場合には失格とします。

- ・ 「(2) 参加資格」を満たさなくなった場合
- ・ 提出書類に虚偽又は不備があった場合
- ・ 契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ・ 応募者が個別に委員会の委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合
- ・ 応募者がプレゼンテーションに出席しない場合
- ・ 管理許可使用料の提案額が最低価格を下回っている場合
- ・ 委員会で、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

(カ) 特定結果の通知と公表

優先交渉権者に対しては提案書を特定したことを書面で通知します。特定されなかった応募者へは提案書を特定しなかったことを書面で通知します。

また、結果については岡山市ホームページで公表します。

⑦ 契約手続等

優先交渉権者は、企画競争を実施した結果、優先交渉権者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じません。

(ア) 委員会で特定された優先交渉権者と協議し企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとします。

(イ) なお、優先交渉権者と協議が整わない場合、又は優先交渉権者が契約締結するまでの間に、失格となった場合、次点交渉権者と協議できるものとします。

⑧ その他留意事項

(ア) 提案書の作成及び提出に関する費用は、すべて応募者の負担とします。

(イ) 提出された提案書等は、審査以外には使用しません。

(ウ) 提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とし失格とするとともに、応募者に対しては指名停止を行うことがあります。

(エ) 提案書は、岡山市情報公開条例(平成12年市条例第33号)の規定に基づき開示請求されたときは、当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となります。ただし、提案書特定期間中は、同条例第5条第4号イの規定により、開示の対象としません。

(オ) 提出書類の著作権は応募者に帰属しますが、提出書類は返却しません。

(カ) この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とします。

(キ) 令和5年4月以降の管理・運営事業者は、改めて公募します。また、本事業への提案実績は、令和5年4月以降の管理・運営事業者募集における審査項目の加点対象とします。なお、加点点評価の方法、詳細等はその際に設置する選定委員会で決定するため未定です。

【提出先・問い合わせ先】

岡山市 都市整備局 都市・交通部 庭園都市推進課(岡山市役所本庁舎 6階)

担当: 江川・岩谷

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

電話: (086)803-1395、FAX: (086)803-1740

電子メール: teientoshi@city.okayama.lg.jp

## 資料

### (1) 都市公園法抜粋

(定義)

第二条 (第1項省略)

2 この法律において「公園施設」とは、都市公園の効用を全うするため当該都市公園に設けられる次の各号に掲げる施設をいう。

- 一 園路及び広場
- 二 植栽、花壇、噴水その他の修景施設で政令で定めるもの
- 三 休憩所、ベンチその他の休養施設で政令で定めるもの
- 四 ぶらんこ、すべり台、砂場その他の遊戯施設で政令で定めるもの
- 五 野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設で政令で定めるもの
- 六 植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設で政令で定めるもの
- 七 売店、駐車場、便所その他の便益施設で政令で定めるもの
- 八 門、さく、管理事務所その他の管理施設で政令で定めるもの
- 九 前各号に掲げるもののほか、都市公園の効用を全うする施設で政令で定めるもの

(公園管理者以外の者の公園施設の設置等)

第五条 第二条の三の規定により都市公園を管理する者(以下「公園管理者」という。)以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令)で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の許可をすることができる。

- 一 当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であると認められるもの
- 二 当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの

3 公園管理者以外の者が公園施設を設け、又は管理する期間は、十年をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

## (2) 都市公園法施行令抜粋

(公園施設の種類)

第五条 法第二条第二項第二号の政令で定める修景施設は、植栽、芝生、花壇、いけがき、日陰たな、噴水、水流、池、滝、つき山、彫像、灯籠、石組、飛石その他これらに類するものとする。

2 法第二条第二項第三号の政令で定める休養施設は、次に掲げるものとする。

一 休憩所、ベンチ、野外卓、ピクニック場、キャンプ場その他これらに類するもの

二 前号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める休養施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める休養施設

3 法第二条第二項第四号の政令で定める遊戯施設は、次に掲げるものとする。

一 ぶらんこ、滑り台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、砂場、徒渉池、舟遊場、魚釣場、メリーゴーラウンド、遊戯用電車、野外ダンス場その他これらに類するもの

二 前号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める遊戯施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める遊戯施設

4 法第二条第二項第五号の政令で定める運動施設は、次に掲げるものとする。

一 野球場(専らプロ野球チームの用に供されるものを除く。)、陸上競技場、サッカー場(専らプロサッカーチームの用に供されるものを除く。)、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、ゴルフ場、ゲートボール場、水泳プール、温水利用型健康運動施設、ボート場、スケート場、スキー場、相撲場、弓場、乗馬場、鉄棒、つり輪、リハビリテーション用運動施設その他これらに類するもの及びこれらに附属する観覧席、更衣所、控室、運動用具倉庫、シャワーその他これらに類する工作物

二 前号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める運動施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める運動施設

5 法第二条第二項第六号の政令で定める教養施設は、次に掲げるものとする。

一 植物園、温室、分区園、動物園、動物舎、水族館、自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設、野外劇場、野外音楽堂、図書館、陳列館、天体又は気象観測施設、体験学習施設、記念碑その他これらに類するもの

二 古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いもの

三 前二号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める教養施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める教養施設

6 法第二条第二項第七号の政令で定める便益施設は、飲食店（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第四項に規定する接待飲食等営業に係るものを除く。）、売店、宿泊施設、駐車場、園内移動用施設及び便所並びに荷物預り所、時計台、水飲場、手洗場その他これらに類するものとする。

7 法第二条第二項第八号の政令で定める管理施設は、門、柵、管理事務所、詰所、倉庫、車庫、材料置場、苗畑、掲示板、標識、照明施設、ごみ処理場（廃棄物の再生利用のための施設を含む。以下同じ。）、くず箱、水道、井戸、暗渠、水門、雨水貯留施設、水質浄化施設、護岸、擁壁、発電施設（環境への負荷の低減に資するものとして国土交通省令で定めるものに限る。第三十一条第八号において同じ。）その他これらに類するものとする。

8 法第二条第二項第九号の政令で定める施設は、展望台及び集会所並びに食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設で国土交通省令で定めるものとする。

### (3) 岡山市公園条例抜粋

（行為の制限）

第4条 公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 募金その他これに類する行為をすること。
- (2) 業として写真若しくは映画を撮影し、又は写真の撮影会若しくは映画会を行なうこと。
- (3) 物品販売、宣伝、興行その他これらに類する行為をすること。
- (4) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して利用すること。
- (5) 別表第3に掲げる公園において、広告物を表示すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 行為の目的
- (2) 行為の内容
- (3) 行為の期間
- (4) 行為を行なう公園名及び場所又は施設
- (5) 前各号のほか市長の指示する事項

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。この場合において、第1項第5号に掲げる行為（屋外広告物の表示に限る。）に係る許可に際しては、あらかじめ岡山市景観条例（平成19年市条例第68号）第31条に規定する岡山市景観審議会の議を経なければならない。



5 市長は、第1項又は第3項の許可に公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(有料の公園施設)

第8条 市の管理する公園施設で有料で使用させるもの(以下「有料公園施設」という。)は、別表第2に掲げるとおりとする。

2 有料公園施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

3 前項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。

4 市長は、有料公園施設の管理上必要な範囲内で第2項及び第3項の許可に条件を付することができる。

5 市長が別に定める利用券による利用者については、第2項の許可を受けたものとみなす。

(使用料の額等)

第13条 第4条第1項、法第5条第1項及び法第6条第1項の規定により許可を受けた者は、別表第4に規定する使用料を納付しなければならない。

2 第8条第2項の許可を受けた者は、別表第5に規定する使用料を納付しなければならない。

3 別表第6に掲げる施設について、地方自治法第238条の4第7項の規定による使用の許可を受けた者は、同表に規定する使用料を納付しなければならない。

4 使用料は、前納とする。ただし、市長が納期を定めたときは、この限りでない。

(使用料の算定)

第14条 別表第4及び別表第6に規定する使用料が年単位で規定されている場合において、その許可期間が1年に満たないとき又は許可期間に1年未満の端数があるときは、当該端数については、月割で使用料を算定する。この場合において、1月未満の端数は、1月とみなす。

2 前項の場合のほか、別表第4及び別表第6に規定する許可期間若しくは許可面積が1単位に満たないとき、又は許可期間若しくは許可面積に1単位未満の端数があるときは、その端数期間又は端数面積を1単位にして使用料を算定する。

3 前2項の規定により算出した額が10円に満たないときは、その金額を切り捨て、又はその額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額(消費税法施行令(昭和63年政令第360号)第8条に規定する土地の使用期間が1月に満たない場合及び駐車場その他の施設の使用に伴って土地が使用される場合については、その額に100分の110を乗じ、1円未満の端数を切り捨てて得た額)とする。

別表第4(第13条、第14条、第16条の2関係)

1 法第5条第1項の規定により公園施設を設け又は管理する場合

種別	単位	金額
売店、食堂又はこれに類する施設	1平方メートル1月につき	360円
その他の施設	1平方メートル1年につき	300円

備考

本表の規定にかかわらず、入札により本表に定める公園施設を設け又は管理する者(以下この備考において「設置者等」という。)を特定する場合の使用料の額は当該入札の落札金額とし、提案内容に使用料の額を含む企画競争により設置者等を特定する場合の使用料の額は当該企画競争の際に特定した設置者等が提案した金額とする。この場合において、使用料の額は、本表に規定する金額を下回つてはならないものとする。

2 法第6条第1項の規定により公園を占有する場合(第3項に掲げる行為を行うために工作物その他の物件又は施設を設けて占有する場合を含む。)

岡山市道路占用料徴収条例(昭和28年市条例第25号)別表に規定する額

3 第4条に掲げる行為をする場合

種類	単位	金額
業として映画を撮影するもの	1日につき	7,500円
業として写真を撮影するもの	1人1月につき	600円
物品販売、宣伝、興行その他これらに類するもの	1平方メートル1日につき	42円
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類するもの	1平方メートル1日につき	5円
広告物の表示	日、月、年等をもって別に定める単位	市場価格を基に別に定める額

別表第5(第13条、第16条の2関係)

5 岡山操車場跡地公園(仮称)使用料

(1) 岡山ドーム

ア 専用して使用する場合

単位	開館から正午まで		正午から午後5時まで		午後5時から午後9時まで		開館から午後9時まで		
	平日	土曜日 日曜日 休日 休館日	平日	土曜日 日曜日 休日 休館日	平日	土曜日 日曜日 休日 休館日	平日	土曜日 日曜日 休日 休館日	
球 技 場	A	10,050円	12,570円	16,760円	20,950円	23,460円	26,810円	41,900円	51,120円
	B	50,280円	62,850円	83,810円	104,760円	117,330円	144,150円	212,870円	255,610円
	C	155,040円	188,570円	259,810円	314,280円	358,700円	432,450円	639,460円	767,690円

備考

1 A、B及びCの区分は、次のとおりとする。

A アマチュア団体(スポーツ及び文化団体に限る。)又は大学生以下の者による催物

B A以外の催物で営利又は宣伝を目的としないもの

C A及びB以外の催物

- 2 休日とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 3 単位の時間帯の1時間における使用料の金額は、本表に規定する金額を1時間当たりに換算した金額とする。
- 4 単位の時間帯以外の時間における使用料の金額は、1時間につき次の各号に掲げる時間について、当該各号に掲げる金額とする。
  - (1) 午前5時から開館まで 1時間につき開館から正午までの使用料の金額の3分の1の金額
  - (2) 午後9時から午前5時まで 1時間につき午後5時から午後9時までの使用料の金額の4分の1の金額
- 5 球技場を次の各号に掲げる施設として使用する場合の使用料の金額は、当該各号に定める金額とする。
  - (1) テニスコート 1面当たり本表に規定する金額(第3項及び第4項の額を含む。以下本項及び次項において同じ。)の8分の1に相当する額
  - (2) フットサルコート 1面当たり本表に規定する金額の4分の1に相当する額
- 6 前項に掲げる場合のほか、球技場を区分使用する場合の使用料の金額は、本表に規定する金額に使用する面積の割合を乗じて得た金額とする。
- 7 入場料金を徴収する催物のために専用して使用する場合は、当該催物1回(同様な内容構成の催物が時間を区切って数度にわたり行われる場合は、その1度を1回とする。)につき、1人当たりの入場料金の最高額に100を乗じて得た金額を加算する。
- 8 特別の設備等に要する費用は、使用する者の負担とする。
- 9 会場の準備若しくは片付けのために専用して使用する場合又は専用して使用する時間帯の前若しくは後において特別の設備若しくは物品を存置することにより専用して使用する場合の使用料については、本表のA欄の金額とする。
- 10 算出した使用料の10円未満の端数は、切り上げるものとする。

イ 設備等を使用する場合

種別		単位	金額
会議室		1室1時間につき	250円
放送設備		1式1回につき	2,510円
長机		1脚1回につき	120円
いす		1脚1回につき	20円
電力料	電灯1/8使用	1時間につき	520円
	電灯1/4使用	1時間につき	1,040円
	電灯1/2使用	1時間につき	2,090円
	電灯全面使用	1時間につき	4,190円
	備付けの設備	岡山ドーム内	1時間につき
以外の使用	岡山ドーム外	1時間につき	520円

ウ 見学科

1人1回につき150円とする。ただし、市民又は使用目的の場合の下見は、無料とする。

(2) 多目的広場

単位		午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	その他の使用 1時間当たり	夜間照明 1時間当たり
区分	1/3使用	1,250 円	1,250 円	2,510 円	1,250 円	310 円	290 円
	1/2使用	1,880 円	1,880 円	3,760 円	1,880 円	470 円	440 円
	全面使用	3,760 円	3,760 円	7,520 円	3,760 円	940 円	890 円

(3) 駐車場

種別	単位	金額
普通自動車	1台につき	最初の1時間まで無料, 以後30分につき100円
大型乗用自動車	1台につき	最初の30分まで無料, 以後1回につき520円